

みやき町長から都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和 7 年 11 月 7 日

佐賀県知事      山      口      祥      義

1    都市計画の種類及び名称

みやき都市計画公園    5・4・1 号    みやき町中央公園

2    縦覧場所

佐賀県県土整備部まちづくり課